第５章　給与（最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職

　　　　　　 員の給料の切替えに関する規則）

○最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆

衛生組合職員の給料の切替えに関する規則

平成19年1月12日

規　則　第　３　号

　（給料月額の切替え）

第１条　南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第4項の規定を適用される職員については、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧俸給月額欄に掲げられている職員旧級、旧俸給月額及びその者が旧俸給月額を受けていた期間に応じて別表に定める号俸とする。

　　　附　則

　（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

２　この規則の施行前に切替え支給を受けた給料月額は、この規則により切替え支給された給料の内払とみなす。

　　　　第５章　給与　（最高号俸を超える給料月額を受ける南空知公衆衛生組合職

　　　　　　　　　　　 員の給料の切替えに関する規則）

別表

　　最高号俸を超える給料月額の切替表

　行政職給料表（一）の適用を受ける職員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旧　　　級 | 経過期間  旧俸給月額 | 12月以上 |
| 6　　　級 | 418,700 | 93 |
| 7　　　級 | 432,700 | 85 |
| 8　　　級 | 453,200 | 73 |
| 456,800 | 77 |

（～７７３）